

伊豆の国市創業者等及び小規模事業者サポート利子補給規程

第1条 趣旨

伊豆の国市商工会（以下「商工会」という。）は、市内に事業所を設置する創業者等又は商工会の指導を受けて経営改善を図る小規模事業者が金融機関から創業資金及び事業資金の貸付けを受けた場合、その経済的負担の軽減を図るため、創業者等又は小規模事業者に対し予算の範囲内で利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、この規程の定めるところによる。

第2条 定義

この規程において、次の(1)及び(2)に掲げる用語の意義は当該(1)及び(2)に定めるところによる。

- (1) 創業者等 事業を開始する予定又は事業を開始して3年以内の個人及び法人をいう。
- (2) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者をいう。

第3条 交付の対象者

利子補給金の交付を受けることができる小規模事業者は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 伊豆の国市に事業所を有すること
- (2) 市税の滞納がないこと
- (3) 伊豆の国市中小企業事業資金融資制度要綱（平成17年告示第41号）に規定する利子補給を受けたことがないこと

第4条 利子補給の対象となる融資資金

利子補給の対象となる資金は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 開業パワーアップ支援資金（県 制度融資）
- (2) 新規開業資金（日本政策金融公庫 制度融資）
- (3) 小規模事業者経営改善資金（日本政策金融公庫 制度融資）
- (4) 前各号に掲げる制度資金のほか金融機関が融資する創業者等に融資する資金で商工会長が認めるもの

2 既存の融資の借り替えは認めないものとする。

3 当該利子補給は1事業所につき1回の利用とする。

第5条 利子補給金の交付期間及び交付方法

利子補給金の交付期間は、貸付を受けた事業資金の第1回償還日から起算して3年以内とする。ただし、当該期間内において、金融機関から貸付けを受けた事業資金に係る事業を行わないとき、倒産又は廃業したときは、これらの事実が発生した日以降の利子補給金の交付を行わないものとする。

2 利子補給金は年度ごとの交付とする。

第6条 利子補給率（額）

利子補給率は第4条に掲げる資金の基準金利の2分の1と1パーセントを比較していずれか低い方とする。

2 利子補給金の額は前項の金利で約定どおり返済される利子とし、1円未満は切り捨てるものとする。

3 利子補給金の額は各年度5万円を限度とし、利子補給金の総額が交付期間（年単位）に5万円を乗じて得た額を超えないものとする。

第7条 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 返済予定表（金融機関発行のもの）

ウ 完納証明書

エ 創業年の証明 法人-履歴事項全部証明（原本）

個人-開業届の写し（税務署の受領印のあるもの）

エ その他商工会長が必要と認める書類

(2) 提出期限 貸付けを受けた日の属する月の翌月末まで

（但し30年度に限り3月31日）

（但し小規模事業者経営改善資金については、エ創業年の証明は不要）

第8条 実績報告及び請求

(1) 提出書類 各1部

ア 償還実績報告書（様式第2号）

イ 請求書（様式第3号）

ウ 当該借入金の銀行発行の残高証明書（各年度末 現在）

エ 当該借入金実行時の内容のわかる通帳等（普通・当座）の写し

オ その他商工会長が必要と認める書類

(2) 提出期限 年度末の日から10日を超えない日まで

第9条 補則

この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年9月1日から施行し、平成30年度分の利子補給金から適用する。

附 則

第7条第1項、第2項及び様式第1号は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の利子補給金から適用する。

様式第1号（第7条関係）（04.03.27）

伊豆の国市創業者等及び小規模事業者サポート利子補給金交付申請書

年 月 日

伊豆の国市商工会長 大沢 秀光 宛

住 所

事業所名

代 表 者

⑩

電話番号 ()

年度において伊豆の国市創業者等及び小規模事業者サポート利子補給金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 交付申請額 円（上限50,000円）

2.

資金名（○を付ける）	(1) 開業パワーアップ支援資金 (2) 新規開業資金 (3) 小規模事業者経営改善資金 (4) その他 ()
融 資 金 額	円
償 還 期 間	年 月から 年 月まで
基 準 金 利	
利 子 補 給 率	いずれか低い方に○を付ける (1) 基準金利の1/2 () % (2) 1.0%
利 子 補 給 金 額	円（1円未満切捨て）

3. 添付書類

- (1) 返済予定表（金融機関が発行したもの）
- (2) 完納証明書
- (3) 創業年の証明 法人-履歴事項全部証明（原本）
個人-開業届の写し（税務署の受領印のあるもの）
- (4) その他

※但し小規模事業者経営改善資金については、エ創業年の証明は不要

様式第2号（第8条関係）（30.04.01）

償還実績報告書

年 月 日

伊豆の国市商工会長 大沢 秀光 宛

住 所

事業所名

代 表 者

㊞

電話番号 ()

年度における、上記事業所の償還実績は以下のとおりである。

1. 年度中（ 年 月 日～ 年2月29日）の実績をご記入ください。

貸付資金名 (○を付ける)	(1) 開業パワーアップ支援資金 (2) 新規開業資金 (3) 小規模事業者経営改善資金 (4) その他 ()
当初融資額	
現在融資残額	
適用金利	
返済済元金	
返済済利息	
今年度の利子補給金額	円（1円未満切捨て）

2. 添付書類

- (1) 当該借入金の銀行発行の残高証明書（各年度 現在）
- (2) 当該借入金実行時の内容のわかる通帳等（普通・当座）の写し
- (3) その他

様式第3号（第8条関係）（30.04.01）

請 求 書

金 _____ 円

交付の決定を受けた伊豆の国市創業者等及び小規模事業者サポート利子補給金について、上記のとおり請求します。

年 月 日

伊豆の国市商工会長 大沢 秀光 宛

住 所

事業所名

代 表 者

Ⓜ

電話番号 ()

振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号および預金の名義（カタカナ）

振込先金融機関名：

支 店 名：

預 金 の 種 別：

口 座 番 号：

預金の名義（カタカナ）：